

大府市保育所等利用調整指数表

※太枠内を記入

クラス年齢	保育所名	児童氏名
R6年度	歳児	

(1)基礎点

No.	保育が必要な理由		指数 ※あてはまるものに○		
	区分・類型	状況	父	母	
1	就 労 外 (テレワーク・リモートワーク含む) 自営中心者・経営者等 自 営 協 力 者 (親 族 経 営 等) 親族が経営する自営業・農業を補助	就労時間 月 160時間以上	11	11	
		140時間以上 160時間未満	10	10	
		120時間以上 140時間未満	9	9	
		100時間以上 120時間未満	8	8	
		64時間以上 100時間未満	7	7	
		確定申告書に専従者の表示あり 源泉徴収票あり	【※1減算】	-1	-1
		確定申告書なし 源泉徴収票等の証明書なし	【※1減算】	-3	-3
就 労 予 定	内定証明書等のみの提出(就労証明書が提出できない場合)	6	6		
内 職	就労時間 月 64時間以上	4	4		
2	妊 娠 ・ 出 産	出産の前後	11	11	
3	疾 病 等 入 院 通 院 病 宅 障 がい	入院 1ヶ月以上	11	11	
		通院 月16日以上	7	7	
		通院 月16日未満 保育が不可能である旨の医師の診断書がある場合	5	5	
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	11	11	
		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	6	6	
	上記以外	4	4		
4	介 護 ・ 看 護	常時観察と介護を要する寝たきり者等の付き添い	11	11	
		月120時間以上の介護・看護	9	9	
		月64時間以上120時間未満の介護・看護	7	7	
5	災 害	災害の復旧	11	11	
6	就 労 ・ 就 学 予 定	就労・就学に向けて活動中(令和6年4月より就労・就学予定)	3	3	
7	就 学	学校教育法等に規定する学校に在学している又は職業訓練を受けている または就学予定が確定していることが確認できる場合(指数は外勤に準ずる)	No. 1の外勤に準ずる	No. 1の外勤に準ずる	
8	虐 待 ・ D V	虐待やDVのおそれがある場合	11	11	
9	そ の 他	児童福祉等の観点から特に調整が必要と大府市が認める場合	-	-	
基礎点・・・①(最高22点)					

※1自営協力者(親族経営等)や親族が経営する自営業・農業を補助する者は、自営中心者・経営者において

該当する指数から指定する指数の減算を行ってください。

※自営業協力者については、3親等内の親族におけるものを対象とします。

※証明書を2種類以上提出された場合の点数は主たる事由を優先するものとします。

※就労時間は残業を含まず、休憩時間を除く規程の時間で判断するものとします。

※育児短時間勤務や部分休業の点数は、これがない場合の勤務時間で判断するものとします。

幼児教育保育課使用欄(入力不要)		
基礎点(①)	調整点(②)	合計(①+②)

(2)調整点 (加算・減算)

No.	保育が必要な理由		指数 ※あてはまるものに○
	区分・類型	状況	
10	生活保護	生活保護による被保護世帯	5
11	ひとり親世帯	父親又は母親の死亡・離別など	16
12	兄弟姉妹在園	入園希望施設に兄弟姉妹が在園中	3
13	兄弟姉妹同時申込み	兄弟姉妹が同時に同じ施設に入園申込み	2
14	保育士勤務	保育士の資格を有する者が、市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設で保育士・保育教諭として勤務している（内定を含む）	1
15	学区内希望 (1～3年保育のみ)	居住する地域の小学校区域内にある保育園への入園が第1希望である	1
16	保育料等の滞納 (生活保護費被保護世帯を除く)	入園申込みの時点で保育料等の滞納がある	-3
17	育児休業中 (職場復帰予定あり)	令和7年4月1日以降に職場に復帰する	-3
18	育児休業中 (派遣等の就労先・時間未定)	育児休業中につき復帰先の就労先や就労時間が未定である	-5
19	入園できない場合、 育休を継続する (※下記同意欄の記入要)	育児休業の継続が許容できる場合	-18
調整点・・・②			

※12と13の重複、また14の重複による加算は行いません。

※派遣登録の有無に関係なく、就労先及び就労時間が未定の場合は対象となります。ただし、育児休業取得前の就労実績が記載された就労証明書に、「就労実績と同条件で継続予定」等、復帰又は契約期間満了後も同条件の就労が継続される旨の記載がある場合は減算の対象となりません。(No. 18)

※減算の有無に関わらず、入所予定月の前月20日までに復帰後の見込みの就労証明書を必ず提出していただきますが、上記のように「同条件で継続予定」として申込みした方で、申込時より点数が低い場合は入園取り消しとなります。(No. 18)

※No. 19「入園取下げ前提の申込み」をされる場合は、下記の同意欄を確認の上で署名してください。入所結果通知書のみ送付します。保育所入所保留通知書の発行を希望される方は2/1以降に幼児教育保育課へご連絡下さい。(発行まで3週間程度かかります。)(No. 19)

※指数については、毎年見直しを行う場合があります。

育児休業を延長するための保育園等入園申込みにおける減算適用の同意

私は、育児休業の延長のため、大府市保育園等への入園申込みを行います。
当該年度入所（令和6年度保育園等入所）の申込みにおいて、大府市保育所等利用調整指数表（2）調整点のNo. 19（入園取下げ前提の申込み）が適用されることに下記の確認と共に同意します。

確認欄

- 減算を行いますが、選考結果によっては入園可となる場合があります。
- 育児休業を取得している証明をもって減算となるため、育児休業を取っていることを就労証明書等で確認できない場合は本減算は適用されません。

令和 年 月 日

(代表) 保護者名